相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第７０２６６号
大阪市中央区平野町１－７－３　ＢＲＡＶＩ北浜５階
申立人　山田　敬子
本籍滋賀県長浜市余呉町新堂730番地、最後の住所大阪府守口市大枝北町５番10号、死亡の場所大阪府大阪市旭区、死亡年月日平成24年11月21日、出生の場所滋賀県伊香郡片岡村、出生年月日昭和25年８月26日、職業無職
被相続人　亡　新堂　道夫
催告期間満了日　平成27年11月４日
大阪家庭裁判所

平成２７年（家）第３２号
香川県丸亀市本町25番地　久保ビル　馬場法律事務所
申立人　相続財産管理人　弁護士　馬場　俊夫
本籍香川県仲多度郡琴平町榎井873番地３、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所香川県善通寺市、死亡年月日平成25年９月29日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和32年６月７日、職業不詳
被相続人　亡　濱田伊知朗
催告期間満了日　平成27年10月30日
高松家庭裁判所丸亀支部

準禁治産宣告取消

平成２６年（家）第６３７５号
本籍大阪府大阪市天王寺区細工谷２丁目４番、住所香川県丸亀市綾歌町岡田上572番地１
事件本人　横関　　惠
昭和23年３月25日生
平成27年３月26日準禁治産宣告取消審判確定
高松家庭裁判所裁判所書記官

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２６年（家）第１２２０６号
東京都足立区綾瀬２－20－８
申立人　前澤　孝行
国籍中国、最後の住所東京都足立区綾瀬２丁目20番８号
不在者　于　　曉翠
西暦1982年５月14日生
届出期間満了日　平成27年８月７日
東京家庭裁判所

平成２７年（家）第１１６９号
千葉県市川市鬼高３丁目32番21―903号　オアセス市川
申立人　齊藤　　強
本籍岩手県上閉伊郡大槌町安渡２丁目147番地、最後の住所東京都新宿区上落合２丁目３番２号　二葉ビル705
不在者　齊藤　利教
昭和47年９月30日生
届出期間満了日　平成27年８月７日
東京家庭裁判所

平成２７年（家）第１３９２号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷743―１
申立人　村元ずい子
本籍長崎県西彼杵郡時津町元村郷427番地、最後の住所東京都豊島区池袋２丁目35番２号第３工藤ビル
不在者　村元　政稔
昭和29年８月13日生
届出期間満了日　平成27年８月１日
東京家庭裁判所

平成２７年（家）第１６８１号
神奈川県川崎市宮前区東有馬４－５－１－406
申立人　嶋崎光津子
本籍東京都板橋区前野町３丁目10番地、最後の住所東京都板橋区徳丸町661番地
不在者　水村　　登
昭和24年８月18日生
届出期間満了日　平成27年７月30日
東京家庭裁判所

失踪宣告

平成２６年（家）第４１７号
本籍青森市大字八重田字浜野９番地、最後の住所青森市東造道２丁目７番15号
不在者　水上　弘幸
昭和16年３月27日生
平成27年３月27日失踪宣告審判確定
青森家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第５０４４号
本籍静岡県富士市天間1123番地11、最後の住所東京都江戸川区東小岩６丁目24番18号　第２松原荘20
不在者　小林　孝子
昭和25年４月３日生
平成27年４月１日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第６３１３号
本籍東京都江戸川区江戸川１丁目９番地108、最後の住所本籍に同じ
不在者　村井　秀雄
昭和24年１月４日生
平成27年４月２日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第８５０２号
本籍宮城県仙台市青葉区川平５丁目13番、最後の住所東京都板橋区成増１丁目31番８－501号
不在者　鈴木　昭夫
昭和21年６月15日生
平成27年４月２日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第２３８８号
本籍茨城県小美玉市上合1107番地、最後の住所横浜市磯子区岡村４丁目６番21号
不在者　皆藤　正夫
大正４年３月25日生
平成27年３月31日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第５２１２号
本籍新潟県新潟市中央区天明町110番地、最後の住所新潟市沼垂東２丁目３番１号
不在者　三原　秀英
昭和７年８月16日生
平成27年４月１日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１２８号
本籍新潟県佐渡市相川下戸町27番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　渡部成留子
昭和８年１月８日生
平成27年３月31日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所佐渡支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１９０号
宮城県名取市増田７丁目１番42号
債務者　株式会社みちのく堂
代表者代表取締役　澤田　　稔
１　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
４　破産債権の届出期間　平成27年５月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午前10時45分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
福島市新町８番40号
債務者　有限会社藪内商店
代表者代表取締役　藪内　誠之
１　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
４　破産債権の届出期間　平成27年５月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後１時30分
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第４９８号
千葉県習志野市谷津２丁目３番33号ファミーユ津田沼Ｂ―103号
債務者　有限会社コスモアート
代表者代表取締役　坪井　一夫
１　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内山　浩人
４　破産債権の届出期間　平成27年５月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午後３時
横浜地方裁判所第３民事部